

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年4月1日 11時50分ごろ
発生場所	香川県坂出市三ツ子島東方沖 坂出コスモ石油シーバース灯から真方位340° 1,280m付近 (概位 北緯34°22.4′ 東経133°50.0′)
事故の概要	プレジャーボート第2かつひろ丸は、漂流中、また、漁船平成丸は、南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年4月25日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 第2かつひろ丸、5トン未満（長さ7.61m） 280-35256香川、個人所有 B 漁船 平成丸、1.7トン KA3-28057（漁船登録番号）、個人所有 第280-25524号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部船縁に剝離 B 船首外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、香川県多度津町多度津港を出港したのち、三ツ子島東方沖で船首を東方に向け、機関を中立運転として釣りをを行う目的で漂流していた。 船長Aは、右舷船尾側で座って釣りの仕掛けの準備に注意を向けていたところ、左舷船尾側で釣りをしていた同乗者からB船が接近している旨の報告を受け、左舷船首方約80mに迫ったB船を認め、大声を出して手を振ったが、A船の左舷中央部とB船の船首部とが衝突した。 船長Aは、本事故の発生を118番通報し、多度津港に帰港した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、坂出市御供所漁港を出港し、三ツ子島東方沖を南西進中、A船と衝突した。 船長Bが所属する漁業協同組合の担当者は、本事故後、船長Bから三ツ子島北東方沖の中曽根から移動中、床に飲み物を落とし、拾い上げて前方を見たところ、至近にA船を認めて機関を後進としたが、A

	船と衝突したと説明を受けた。
分析	<p>A船は、漂流中、船長Aが、釣りの仕掛けの準備に注意を向けていたことから、B船が接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南西進中、船長Bが、床に落とした飲み物を拾おうとしていたことから、前路で漂流中のB船に気付かず、A船と衝突した可能性があると考えられるが、船長Bが本事故後に病気により死亡しており、衝突に至る詳細を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、A船が漂流中、B船が南西進中、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、漂流中であっても、特定の対象だけに意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行い、必要に応じて衝突を避ける措置を採ること。